

第27回福島地方労働審議会 資料1

平成29年度労働行政運営方針

最重点施策及び重点施策の進捗状況について

平成29年11月30日



目次

労働行政の最重点施策

- | | | | |
|---|---------------------|-----|----|
| 1 | 東日本大震災からの復興を支援する施策 | ・・・ | 1 |
| 2 | 魅力ある職場づくりを推進するための施策 | ・・・ | 16 |

労働行政の重点施策

- | | | | |
|---|--------------------|-----|----|
| 1 | 労働基準行政の重点施策 | ・・・ | 22 |
| 2 | 職業安定行政の重点施策 | ・・・ | 34 |
| 3 | 職業能力開発行政の重点施策 | ・・・ | 48 |
| 4 | 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 | ・・・ | 52 |
| 5 | その他の重点施策 | ・・・ | 64 |

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策

① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策

(ア) 監督指導等

原発を管轄する富岡労働基準監督署を中心としつつ、労働局及び県内全ての労働基準監督署が協力して、定期的に監督指導を実施するなどにより、東京電力(株)、元方事業者及び関係請負人に対し、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」に基づく措置の徹底、長時間労働の抑制や基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。

特に、元方事業者をはじめとする主として現場管理を行う事業者に対し、時間外・休日労働に関する協定届(以下「36協定」という。)の上限時間の短縮をはじめとした現場管理者の長時間労働の抑制について指導するとともに、関係請負人に対し、廃炉に従事する労働者の安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底のために事業者が講ずべき具体的な内容について、必要に応じ東京電力(株)と連携しつつ集团的に指導する機会を設定する。

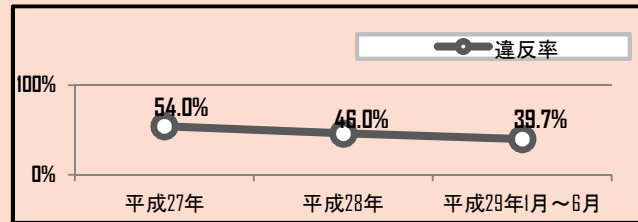
また、昨年設置された「廃炉作業員の健康支援相談窓口」の利用促進を図る。

上半期の主な取組

①(ア)監督指導等

○監督指導の実施状況

- ・ 毎月3回以上の監督指導
1～6月 監督指導実施事業者数131事業者、うち、違反事業者数52事業者。違反率は減少傾向。



○その他の取組

- ・ 東電に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月2日)。
- ・ 元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月2日)。
- ・ 「廃炉・汚染水現地調整会議」への参加(5月16日、7月18日)。
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への参加(5月29日、年4回開催)。
- ・ 廃炉事業者に対する長時間抑制及び法令遵守指導会(9月5日及び6日に延べ4回)を開催。
- ・ 東電、各元請企業と協力し「廃炉作業員の健康支援相談窓口」の利用促進のため周知広報を実施。
- ・ 5月15日に厚生労働大臣政務官、9月5日に厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官が廃炉作業を視察し、東電に対して安全管理等について指導を実施。

下半期の取組

1 下半期の取組方針

(1) 継続



(2) 強化



2 今後の取組等

(1) これまでの取組

「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への参加(10月12日)

(2) 今後の予定

引き続き、東電、元方事業者及び関係請負人に対し、関係法令や「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」に基づき安全衛生対策の重点事項について監督指導等を実施。また、割増賃金の支払などの労働条件対策にも力点を置いた監督指導等を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策</p> <p>1 東日本大震災からの復興を支援する施策</p> <p>(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策</p> <p>① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策</p> <p>(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導</p> <p>上記ガイドラインに基づき提出される放射線管理計画(※1)及び放射線作業届(※2)の審査を通じ、作業の計画段階において必要な指導を行うことにより安全対策や被ばく対策の徹底を求める。</p> <p>(※1) 工事期間における労働者総数の積算実効線量が1シーベルト(1人・シーベルト)を超えるおそれがあるものを対象</p> <p>(※2) 労働者の実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのあるものを対象</p> <p>(ウ) 関係機関等との連携</p> <p>原子力規制庁、福島県などと連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、当局において実施する各施策について協力を求める。</p>	<p>(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導</p> <p>・提出された放射線作業届について、富岡労基署並びに厚生労働本省に担当部署で内容を審査し、さらなる被ばく低減対策の実施等を指導した。</p> <p>H29年度上期 作業届受理件数98件</p>	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>提出された作業届の審査において、作業員の被ばく低減のため、作業方法・放射線防護対策等について指導を実施する。</p>

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策

② 除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務(以下「除染等業務等」という。)に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策

(ア) 監督指導等

定期的に監督指導を実施するなどにより、元方事業者及び関係請負人に対し、被ばく管理を含めた安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。

特に、元方事業者に対し、除染作業員の安全・健康確保及び労働条件確保に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について、集团的に指導する機会を定期的に設定する。

また、除染等業務に従事する労働者に対し、労働基準関係法や労働条件に関する相談先について、リーフレットの配布等により周知を図る。

(イ)「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

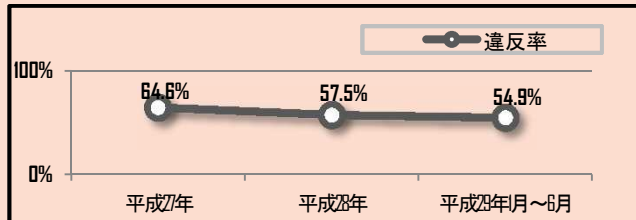
「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加による継続的な被ばく管理の徹底について指導を行う。

上半期の主な取組

②(ア) 監督指導等

○ 監督指導の実施状況

1月～6月 監督指導実施事業者数82事業者、うち違反事業者数45事業者。違反率は減少傾向。



○ 監督指導時や集団指導の際に、公表している監督指導結果等をもとに、元方事業者に対し、除染作業員の安全・健康確保及び基本的労働条件確保に必要な情報提供及び事業者が講ずべき具体的な内容について周知を図った。

また、リーフレット配布により、相談先について周知を図った。

(イ)「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

○ 除染作業を実施する元請事業者への周知

・各発注機関ごとに設置された安全衛生協議会における参加促進周知

・監督指導時や除染現場パトロール時における除染作業実施事業場への周知

・除染作業が終了する元請事業者に対し、被ばく線量登録管理制度に基づく線量報告の周知指導を実施。

下半期の取組

1 下半期の取組方針

(1) 継続

(2) 強化

2 今後の取組等

(1) これまでの取組

(2) 今後の予定

(ア) 今後は、帰還困難区域内での除染等作業が本格化することから、引き続き、安全衛生や労働条件対策に力点を置いた監督指導等を実施。

(イ) 各発注機関ごとに設置された安全衛生協議会における参加促進を周知するとともに、除染作業が終了する元請事業者に対し、被ばく線量登録管理制度に基づく線量報告の周知指導を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>(ウ)関係機関等との連携 環境省福島環境再生事務所、福島県等と連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、当局において実施する各施策について協力を求める。</p>	<p>(ウ) 関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島地方環境事務所、福島県に対し、「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」(当時)で事故防止を要請(5月29日) ・ 除染発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月1日) ・ 福島県除染担当職員に対し、除染電離則の説明会を実施(5月25日) ・ 平成29年度第1回市町村専門研修会(県主催)において除染電離則の説明会を実施(5月25日) ・ 三者(福島労働局、福島地方環境事務所、福島県)合同現場パトロールの実施(6月20日) 	<p>(ウ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島地方環境事務所、県除染対策課と除染現場に関する労務・安全衛生管理について、逐次情報交換を実施する。 ・ 除染現場について、後期パトロールを実施する。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策</p> <p>1 東日本大震災からの復興を支援する施策</p> <p>(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策</p> <p>③ 中間貯蔵施設の建設及び汚染土壌の搬入作業に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策</p> <p>中間貯蔵施設や汚染土壌の搬入・搬出現場について、定期的に監督指導を実施するなどにより、元方事業者及び関係請負人並びに運送事業者に対し、被ばく管理を含めた安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。</p> <p>また、搬入・搬出を行う運送事業者に対しては、交通労働災害の防止を含め必要な指導を行う。</p>	<p>○中間貯蔵施設関連は2施設(大熊町、双葉町)が稼働し、7現場が建設中。</p> <p>上半期は、</p> <p>① 建設現場予定地の保管場所の整備状況</p> <p>② 上記保管場所への汚染土壌搬入作業状況</p> <p>③ 汚染土壌搬出元である楢葉町、富岡町などの仮置場での搬出作業状況を重点に監督指導を実施。</p> <p>※ ①から③の監督実施事業者数 9件 (違反事業者なし)</p> <p>○福島地方環境事務所、福島県に対し、「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」(当時)で事故防止を要請(再掲)</p> <p>○労働基準監督署で作業届受理時に審査・指導(89件)</p> <p>※ 主な指導内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業予定場所の空間線量の測定方法 ・ 作業場所の記載方法 	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>中間貯蔵施設の建設工事を行う元方事業者及び関係請負人、搬入作業を行う運送業者に対し、被ばく管理、健康管理、労働災害防止及び労働条件確保に関し、監督指導等を実施する。</p>

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策</p> <p>1 東日本大震災からの復興を支援する施策</p> <p>(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策</p> <p>④廃炉作業・除染業務等における違法派遣対策</p> <p>(ア)原発作業における違法派遣対策</p> <p>福島県、福島県警察本部、東京電力(株)など関係機関等による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、廃炉作業に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行う。</p> <p>また、労働者派遣事業所に対する定期指導において、請負や労働者派遣により、廃炉作業に従事する労働者派遣許可・届出事業主を重点に指導を実施し、偽装請負や違法派遣の防止のための指導、啓発を行う。</p>	<p>1 原発作業における違法派遣対策</p> <p>①福島県、福島県警、東京電力など関係機関等による各種会議における偽装請負や違法派遣防止の啓発活動実施</p> <p>○福島第一原発・暴力団等排除対策現地連絡会総会(6/19)</p> <p>○東京電力主催「労働条件に関する法令遵守講習会」講師派遣</p> <p>出席者:347社 465名(9/5、9/6)</p> <p>②違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施</p> <p>③原発関係労働者派遣事業主を重点とした定期指導の実施</p>	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <p>東京電力主催「労働条件に関する法令遵守講習会」に講師として出席し、偽装請負や違法派遣防止の啓発活動を実施予定</p>

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策</p> <p>1 東日本大震災からの復興を支援する施策</p> <p>(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策</p> <p>④ 廃炉作業・除染業務等における違法派遣対策</p> <p>(イ) 除染業務等における違法派遣対策</p> <p>環境省、福島県、福島県警察本部、市町村など関係機関による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、除染業務等に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行う。</p> <p>また、環境省及び市町村から除染業務等を受注している元請事業主に対し、偽装請負や違法派遣の注意を喚起するリーフレットの送付や除染現場事務所への訪問により、下請事業所も含めた除染業務等における適正な請負の実施を要請する。</p> <p>さらに、上記元請事業主を通して、除染業務等に従事する労働者が抱えている諸問題の問い合わせ窓口を周知するリーフレットを除染業務等に従事する労働者に配布し、それにより違法派遣等にかかる情報を把握した場合には、迅速な調査・指導を実施する。</p>	<p>1 除染業務等における違法派遣対策</p> <p>① 違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施</p> <p>② 元請除染現場事務所等への訪問による指導、適正な請負実施の要請実施</p> <p>○ 福島市除染のJV現場事務所を訪問のうえ指導(9/22)</p> <p>○ 発注者である福島市(環境部除染推進室)を訪問し、受託事業者に対し、リーフレットを活用した偽装請負の防止等について、周知・啓発を依頼(9/22)</p>	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <p>① 環境省、市町村から除染業務を受注している元請事業主に対して偽装請負や違法派遣の注意喚起促すリーフレット送付予定 (下請事業所も含めた適正な請負の実施を要請)</p> <p>② 元請除染現場事務所等への訪問による指導、適正な請負実施の要請予定(双葉郡町村除染現場)</p>

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策</p> <p>1 東日本大震災からの復興を支援する施策</p> <p>(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策</p> <p>⑤ 復旧・復興工事に従事する労働者の安全・健康確保対策</p> <p>(ア) 監督指導等</p> <p>復旧・復興工事を中心に、建設工事現場に対する監督指導等を実施するなどにより、元方事業者及び関係請負人に対し、安全・健康確保につき、必要な指導を行う。</p> <p>また、建設工事計画届出がなされた現場について、実地調査を行うことにより、適正な作業内容の実施に関する指導を行うほか、災害発生件数が多い墜落・転落災害防止措置の徹底について指導する。</p>	<p>(ア) 監督指導等</p> <p>○監督指導等の実施状況</p> <p>4月～8月までに復旧・復興工事を含む建設工事現場に対し監督指導を実施した。</p> <p>監督実施現場（511現場）</p> <p>うち法令違反があった現場(307現場)。(違反率60.1%)。</p> <p>・労災かくし事案について3件書類送検。</p> <p>・届出のあった建設工事計画届等について実地調査実施(73件)</p>	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>復旧・復興工事として施工される建設工事現場に対し、引き続き、重点的に監督指導等を実施する。</p>

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>(イ)関係機関等との連携 国交省、環境省、福島県、福島県建設業協会、建設業労働災害防止協会福島県支部及び当局を構成員とする「福島県内工事関係者連絡会議」を開催し、各種情報を共有することにより、効果的・効率的な指導に活用する。 また、「災害復旧・復興工事労働災害防止福島県支援センター」が実施する安全衛生教育について、関係事業者に対し、個別指導等の機会を捉えて積極的に受講を勧奨する。</p> <p>(ウ)元方事業者に対する定期的な集団指導の実施 復旧・復興工事を受注する元方事業者に対し、労働者の安全・健康確保及び基本的な労働条件の遵守徹底に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について集団的に指導する機会を定期的に設定する。</p>	<p>(イ) 関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県内工事関係者連絡会議を開催(局及び各署で開催) ・ 復旧復興工事安全衛生確保支援事業福島支援センターとの連携 (連絡会議5月17日、指導員会議5月19日) ・ 災害復旧・復興工事現場への監督・個別指導や集団指導実施時に左記支援センターが実施する教育等の利用について周知した <p>(ウ) 元方事業者に対する定期的な集団指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全パトロール参加時に労働災害防止及び労働条件確保について指導を実施 	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>(2) 今後の予定 復旧・復興工事として施工される建設工事現場に対し、引き続き、重点的に監督指導等を実施する。</p> <p>工事請負業者で組織する各災害防止協議会のパトロールや研修会出席の機会をとらえ、労働災害防止及び労働条件確保について継続的に指導を実施。</p>

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策
 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
 (2)復興に向けた就労支援
 ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進
 (ア)「福島県雇用対策協定」による福島県との連携支援

福島県との間において、震災及び原発事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を図ることを目的に締結した「福島県雇用対策協定」により、「震災復興の雇用対策」、「働き方改革の推進」などの雇用対策を効果的かつ一体的に取り組む。

(イ)市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援

避難者が帰還を希望する場合の就職等を支援する「福島雇用促進支援事業」について、関係市町村から寄せられる人材確保・人材育成ニーズを踏まえて事業を進める。

上半期の主な取組

1 労働局と福島県の間で締結した福島県雇用対策協定に基づき、①「震災復興のための雇用対策」、②「働き方改革の推進」の最重点項目と「職業訓練の効果的な実施」他4項目を重点項目とした29年度事業計画を策定し、各項目に係る取組の推進を図っている。

【これまでの主な取組事項】

- ①福島県雇用対策協定運営協議会の開催
第1回(4月13日)、第2回(7月27日)
- ②経済5団体に対する知事・県教育長・労働局長3者による新規高卒求人早期提出の訪問要請
※9月末求人数 8,910人(前年同期比7.9%増)
- ③ふくしま大卒等合同就職面接会(8月2日)
※参加企業数268社、参加学生数145名

2 避難者が帰還を希望する場合の就業等を支援する「福島雇用促進支援事業」において、①人材獲得セミナー、各種資格講習等を行う「企業向け雇用確保に係る事業」(8事業)、②職業相談、各種技能講習等を行う「求職者向け就職支援に係る事業」(6事業)、③職場体験実習事業、④合同就職面接会、職場見学バスツアー(企業向け1回、求職者向け2回)を実施。

3 ハローワーク富岡と広野町の共催により合同就職面接会を実施。
(事業所10社、求職者47名参加)



下半期の取組

1 下半期の取組方針

- (1) 継続
- (2) 強化

2 今後の取組等

(1) これまでの取組

- ①福島雇用促進支援事業
県内5か所で合同就職面接会を開催
・7月20日 広野・檜葉会場
21社、求職者47人参加
・8月24日 南相馬会場
16社、求職者24人参加

(予定)

- ・10月11日 相馬会場
- ・12月12日 いわき会場
- ・1月24日 郡山会場

(2) 今後の予定

- ①福島県雇用対策協定運営協議会を開催し、四半期ごとの進捗管理・取組の検証を実施する。
- ②福島帰還希望者就職支援事業「ふるさと・ふくしま合同就職面接会in東京2017」を10月7日開催

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(2)復興に向けた就労支援

① 避難県民の帰還のための就労支援の推進 (ウ)避難者に対するハローワークにおける職業相談

引き続き避難者専門の職業相談員を県内ハローワークに配置し、個別のニーズに合わせた就労支援の情報提供などきめ細やかな支援を行い、市町村からの要望を踏まえて、被災12市町村への出張相談などを行う。

県内外の避難者に対し、福島県内の雇用情勢や就労支援事業に関する情報等を発信する「ふくしまで働く」を年4回(計266,000部)発行し、福島県内への帰還及び就職の支援を行う。

(エ)被災地の人材確保のための福島相双復興官民合同チームとの連携

福島相双復興官民合同チームと人材確保等に係る情報共有、連携を図り、被災事業者等を対象とした人材マッチング等により、避難住民の帰還に向けた支援を実施する。

上半期の主な取組

1 県内4所(福島、平、郡山、相双)に職業相談員(帰還者支援分)を配置し、福島帰還(希望)者等に対し、担当者制による個々のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を実施している。

2 県内外の避難者に対し、福島県内の雇用情勢や就労支援事業に関する情報等を発信する「ふくしまで働く」を発行。

3 公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)との連携により、被災事業者の事業再開に向けた人材確保支援の実施。

4 労働局ホームページへ、復興に向けた就労支援や復興支援イベント情報等を掲載した「復興支援特設サイト」を開設。

下半期の取組

1 下半期の取組方針

(1) 継続



(2) 強化



2 今後の取組等

(1) これまでの取組

1 「ふくしまで働く」

夏号、秋号各66, 500部発行

県内外の避難者や被災自治体等、全国の労働局・ハローワークへ配布

2 公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)と月1回連携会議を開催し、各種情報・意見交換を行っている。

(2) 今後の予定

1 「ふくしまで働く」

冬号、春号を発行し、県内外の避難者や被災自治体等、全国の労働局・ハローワークへ配布する。

2 公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)と定期的な連携会議の開催により、情報共有等を図り連携を強化する。

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援

② 人材不足分野・地域における労働力確保対策(建設業、医療福祉等)

ハローワーク郡山に「人材確保対策コーナー(仮称)」を設置し、福祉分野、建設分野等人手不足が顕著な職種の人材確保支援の総合専門窓口として運営する。

また、福島県建設業協会と連携し、会員事業所への雇用管理改善の必要性及び各種助成金制度の周知を行い、雇用環境の向上を図る。特に、「福島県建設業担い手確保・育成検討会」(福島県、教育庁、福島大学、建設業関係団体等)において、関係行政機関及び建設業関係団体との連携を図り、若年労働者の人材確保・育成に向けた協力体制の整備と、既存訓練施設と連携した教育訓練体系の構築を検討していく。

福島県、(社)福島県社会福祉協議会福祉人材センター及び(公財)介護労働安定センター福島支所等との連携により、福祉関係の就職面接会や福祉関係セミナーを開催する。

「ナースセンター・ハローワーク連携事業」により、ハローワーク福島において、看護師等の求職・求人情報の相互共有を図り就職促進を実施する。

上半期の主な取組

- 1 ハローワーク郡山に設置した「人材確保対策コーナー」において、企業に対する訪問、電話等による充足支援フォローアップを実施するとともに、専門の相談員による担当者制等のマッチング強化を図っている。 ・4月27日 業界団体との意見交換会
- 2 業界団体(警備業協会)のイベント(セキュリティジョブフェア2017)開催にあたり、後援・周知を行う等の連携した取組を実施した。
- 3 6月21日に県・関係機関と、雇用改善に関する施策や取組等の情報共有、雇用管理改善の推進を図ることを目的とした「平成29年度福島県建設雇用改善推進対策会議」を開催。
- 4 建設人材確保プロジェクト実施安定所(郡山所)において、労働力確保対策としてミニ面接会を実施。また「復興推進(建設関連)求人一覧表」を全国の12労働局に提供し建設求人の充足を図っている。
- 5 6月16日に、福祉の人材確保にかかる国、県、関係団体等のネットワークを構築し、施策の相互理解、情報共有、具体的な連携事項を協議することを目的とした「福祉人材確保推進協議会」を開催。
- 6 福島県社会福祉協議会主催「第1回福祉の職場合同就職説明会」を県内4会場で開催。(会津若松会場7/1、いわき会場7/8、郡山会場7/23、福島会場7/29)
- 7 7月28日に、東日本大震災及び原発事故により深刻化している福祉・介護人材の不足の解消を図るための施策を総合的・効果的に実施することを目的とした「平成29年度第1回福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」に出席。
- 8 6月16日に、県、ナースセンター並びに労働局及びハローワークが看護師等の情報を共有化し、事業主の求人充足に向けた支援を実施することを目的とした「ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議」を実施。

下半期の取組

1 下半期の取組方針

- (1) 継続
- (2) 強化

2 今後の取組等

- ①人材確保対策コーナー、建設人材確保プロジェクト実施安定所を中心に、引き続きマッチング強化を推進する。
- ②11月の福祉人材確保重点実施期間に「介護就職デイ」と称して、県内の全てのハローワークにおいて、就職面接会、セミナー、職場見学会等を実施。
- ③「第2回福祉の職場合同就職説明会」の開催。(30年2月頃)

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援

③ 若者の雇用対策

復興・再生のためには、若者の県内就職の促進と定着が重要な課題である。

このため、以下のとおり若い世代の雇用対策を推進する。

(ア) 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進

若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境整備を図り、就職準備から就職活動、就職後の職場定着支援に至るまでの対策を福島県及び関係機関と連携の下で推進する。

(イ) 新規高卒者等に対する就職支援

i) 福島県高等学校就職問題検討会議や福島県新規高卒者就職促進対策会議等において福島県、福島県教育委員会の関係機関や経済団体等との連携を図る。

ii) 高卒求人の早期確保のため、ハローワークによる計画的な求人開拓や労働局幹部・福島県・福島県教育委員会が経済団体や事業所に対して早期の求人提出を要請する。

iii) 学卒ジョブサポーターが学校の進路指導担当者と連携し、就職準備から就職活動の支援及び就職後の安易な早期離職防止を図るため、新規学卒就職者及び就職内定者(新入社員を含む)への職場定着支援を積極的に行う。

上半期の主な取組

1. 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進

(1) 福島県及び各機関との連携

平成28年3月に締結した「福島県雇用対策協定」に基づき、若年者の雇用対策について、県と協力して様々な支援事業を行った。

①「福島県新規高卒者就職促進対策会議」への参加(年3回開催。4月25日、7月21日実施済み。早期離職防止を図るため新入社員フォローアップを県・局それぞれで強化することを打合せ、実施継続中)

②「福島県高等学校就職問題検討会議」の開催。(3月23日。県、教育委員会、学校関係者、各経済団体等による新規高卒者の就職に関する申し合わせ事項の協議、策定)

③県知事、労働局長、教育長3者による主要経済5団体へ求人確保のための訪問要請(5月17日、5月24日)

④大卒等面接会の共同開催(8月2日)

(2) 学卒ジョブサポーターによる就職支援等

①各高等学校に出向いての職業講話の実施(随時)

②ジョブサポーターによる求人開拓(随時)

③高校内外での企業説明会の実施

④高校進路指導部へ出向いての生徒の応募状況・就職状況の確認(計画的に実施)

※平成30.3卒業予定者の就職内定率内定率
就職内定者の県内比率 75.6%

⑤平成29年3月新規卒業者に対して、訪問による職場定着支援(職場での悩み・不安を傾聴し、安易な離職を防止するためのアドバイスを行う)の実施(計画的に実施)

※高卒就職者の1年目離職率の推移

- ・24.3卒(23.7%)、・25.3卒(21.9%)、
- ・26.3卒(21.0%)、・27.3卒(18.7%)、
- ・28.3卒(18.3%)

下半期の取組

1 下半期の取組方針

(1) 継続



(2) 強化



2 今後の取組等

・県と協力して実施している新規学卒就職者の職場定着促進を図るため、リーフレット「しごと応援ブック」を作成、関係機関や生徒・保護者に配布し、早期離職防止につなげる。

・新卒応援ハローワークを中心に、若年新規就職者に対する職場定着支援を強化する。

・新規高卒者就職面接会の開催(10～11月。県内5か所)

平成29年度
新規高卒者等就職面接会

会場	日時	会場	日時
いわき会場	10月20日(金) 13:00～13:30	福島会場	10月23日(月) 13:00～16:00
会場 いわき産業創造館(LATOV9F) (いわき市平田町120番地)	会場 コラッセふくしま (福島市三河内町1番20号)	問合せ先 ハローワーク平 ☎ 0248-23-1421(43F)	問合せ先 福島新卒応援ハローワーク ☎ 024-529-7649
会津若松会場			
日時 10月24日(火) 第1部 セミナー 10:30～11:30 第2部 就職面接会 13:00～15:30			
会場 会津アピオスペース (会津若松市インター西90番地)			
問合せ先 ハローワーク会津若松 ☎ 0242-28-3333(42F)			
白河会場		郡山会場	
日時 10月27日(金) 13:30～16:00		日時 11月1日(水) 13:30～16:00	
会場 白河文化交流館3F3号 (白河市会津町1番17号)		会場 ビッグレットふくしま (郡山市南二丁目50番地)	
問合せ先 ハローワーク白河 ☎ 0248-24-1239		問合せ先 郡山新卒応援ハローワーク ☎ 024-927-4833	

主催 新卒応援ハローワーク・ハローワーク・厚生労働省福島労働局・福島県

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策</p> <p>1 東日本大震災からの復興を支援する施策</p> <p>(2)復興に向けた就労支援</p> <p>③ 若者の雇用対策</p> <p>(ウ)新規大卒者等に対する就職支援</p> <p>新卒応援ハローワークは、大学等と連携を図り入学時からセミナー等により、職業意識の醸成、就職活動支援、内定後のフォローアップ等、段階的な支援を行う。特に、平成28年度卒業・修了予定者から適用される就職・採用活動開始時期の変更に伴い、未就職卒業生が増加することがないように未内定学生への集中的な就職支援を行う。</p>	<p>(3)新規大卒者等に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各大学等との連携を密にし、定期的に大学キャリアセンターを訪問しての職業相談(各所週1回以上)、各種セミナー・職業講話の実施、(上半期職業相談回数全所計425回、各種セミナー等実施回数全所計28回)既卒未内定者への個別窓口相談を積極的に実施している。 ・大卒等就職面接会の開催(8月2日) *参加企業数268社、参加学生数145名 ・既卒者等に対する職業相談・職業紹介。 	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大卒等未内定者を対象とした面接会の開催(12月16日、12月23日) ・「ユースエール認定企業」認定数の更なる拡大及び特設サイト及び福島労働局が作成する冊子「ふくしまのユースエール認定企業」により、学生に対し県内の優良企業情報を提供する。 ※認定企業数 14社(9月末現在) ・大学3年生等を対象とした就職ガイダンスの開催(企業説明会。300社程度を予定。3月8日開催予定)。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策</p> <p>1 東日本大震災からの復興を支援する施策</p> <p>(2) 復興に向けた就労支援</p> <p>④ 職業訓練の推進等</p> <p>福島県及び独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構福島支部(以下「機構福島」という。)と連携し、人材育成の必要性が高い建設、介護分野における職業訓練を実施することにより、資格取得人材の確保に努める。</p> <p>求職者支援訓練及び公共職業訓練(離職者訓練)においては、介護分野で介護職員を養成する訓練コース、建設関連分野で震災対策特別コース(求職者支援訓練)、建設人材育成コース(委託訓練)、震災復興訓練(施設内訓練)を設定し、求職者の受講あっせん及び訓練修了後の集中的な就職支援を行う。</p>	<p>1. 福島県及び機構福島との連携 「公的職業訓練運営担当者会議」の開催 4/25、6/9、7/21の3回開催</p> <p>2. 求職者支援訓練(9月末現在)</p> <p>◎基礎コース 開講7コース、定員110人、受講者57人、充足率51.8%</p> <p>◎実践コース 開講14コース、定員176人、受講者115人、充足率65.3%</p> <p>うち建設関連分野 開講4コース、定員40人、受講者33人、充足率82.5%</p> <p>3. 公共職業訓練(9月末現在)</p> <p>◎委託訓練 開講62コース、定員880人、受講者793人、充足率90.1%</p> <p>うち介護分野 開講8コース、定員132人、受講者79人、充足率59.8%</p> <p>うち建設分野 開講2コース、定員25人、受講者14人、充足率56.0%</p> <p>◎施設内訓練 開講32コース、定員424人、受講者357人、充足率84.2%</p> <p>うち建設分野 開講8コース、定員130人、受講者129人、充足率99.2%</p>	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <p>(1) これまでの取組 「公的職業訓練運営担当者会議」の開催のほか、適宜、「公的職業訓練運営担当者会議」を開催し、職業訓練計画に基づく訓練情報の共有及び調整のほか、訓練分野の見直し・改善についての協議を実施している。</p> <p>人材育成の必要性が高い介護、建設分野については、各ハローワークにおける訓練コースの所内掲示や訓練説明会、施設見学等による周知のほか、窓口での訓練受講勧奨を積極的に実施している。</p> <p>(2) 今後の予定 下半期も「公的職業訓練運営担当者会議」を四半期ごとに開催し、公的職業訓練の推進を図る。</p> <p>人材育成の必要性が高い介護、建設分野については、下半期も訓練コースを開講する予定である。</p> <p>引き続き、訓練コースの周知、訓練受講の勧奨を積極的に実施する。</p>

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策</p> <p>2 魅力ある職場づくりを推進するための施策</p> <p>(1)働き方改革の推進</p> <p>① 過重労働解消に向けた取組の推進</p> <p>36協定の受付窓口において長時間労働の抑制を指導するとともに、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場の全数に対して監督指導を実施することにより、長時間労働の抑制や医師による面接指導の実施について徹底を図る。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。</p> <p>また、事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を促すとともに、小規模事業場に対しては、働き方・休み方改善コンサルタントや産業保健総合支援センターが実施する研修や窓口相談等の活用による長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を勧奨する。</p>	<p>① 過重労働解消に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労基署へ届出のあった36協定の内、1か月当たり80時間を超える時間外労働が可能なものを届け出た事業場に対し自主点検を毎月実施。 ・上記自主点検の結果、時間外・休日労働が、1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対し監督指導を実施した。 <p>※9月末時点における監督実施件数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①時間外・休日労働が100時間超と考えられる事業場・・・133事業場 ②時間外・休日労働が80時間超100時間以下と考えられる事業場・・・102事業場 ③過労死等に係る労災請求があった事業場・・・5事業場 <p>・監督指導においては、長時間労働の削減、医師による面接指導の実施などを重点に指導を行った。</p> <p>更に、事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検時に、働き方・休み方改善コンサルタントの活用促進のリーフレットを郵送し利用勧奨を行った。 <p>・違法な時間外労働を行かせた1事業場を書類送検。</p>	<p>1 下半期の取組方針</p> <p>(1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>「過重労働解消相談ダイヤル」の開催(10月28日)</p> <p>(2) 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と位置づけ、監督指導の重点実施やリーフレット等を活用しての周知啓発を行うこととしている。 ・ 引き続き、各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる左記①に記載した事業場に対し監督指導等を実施する。

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(1) 働き方改革の推進

② 働き方改革・休暇取得促進

仕事と生活の調和の実現に向け、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、福島県及び「福島県魅力ある職場づくり推進会議」構成団体と連携し、引き続き、労使団体への要請、県内の有力企業トップへの働きかけ、「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」を活用した企業の先進的取組事例等に関する情報発信等を行う。

また、年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用等により「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発、労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施する。また、改善に取り組む中小企業に対する助成を行う。



上半期の主な取組

1. 県内にイクボスを増やす取組を加速化するため、局長、経済4団体の長及び県知事による「新生ふくしま」イクボス宣言促進協定を4月5日に締結。
くみん認定等取得企業に対し、イクボス宣言勧奨を実施。宣言企業については当局「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」に掲載。
○イクボス宣言企業 41社(29.3.31現在)
→ 128社(29.10.3現在)
2. 局長より労使団体に対し、働き方改革・夏の生活スタイル変革(ゆう活)を含む「魅力ある職場づくり」への取組について周知啓発を文書により依頼。
○要請先 県・東北経産局・使用者団体・労働組合
3. 局長及び局幹部が県内の主要企業トップ(各地区労働基準協会幹部企業等)を訪問し、「魅力ある職場づくり」への取組について文書要請(県知事との連名)。
○要請企業数 20社
(うち2社は県幹部が同行し、県の施策も説明)
4. 上記要請企業の「魅力ある職場づくり」に係る取組を当局HPのトップページに専用サイトを開設し紹介。
○掲載企業数 19社
5. 局長、東邦銀行頭取による「ふくしま『魅力ある職場づくり』包括連携協定」を7月26日に締結し、地域企業の働き方改革や生産性向上・地域創生のための取組を連携して実施。
6. 労働時間、休日や年休取得促進の改善のためコンサルティングを希望する企業に対し、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施。
当室作成のコンサルタントの紹介リーフレット(申込書付き)を当局主催の各種セミナー等で配布したほか、自治体の広報誌に掲載。
7. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」を開催し、周知啓発を実施。
○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市
○7月25日 会津若松市 ○8月 3日 福島市

下半期の取組

1 下半期の取組方針

(1) 継続



(2) 強化



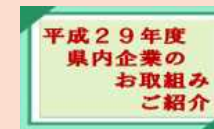
2 今後の取組等

(1) これまでの取組

働き方・休み方改善コンサルタントの利用促進のため、対象企業に対する利用勧奨を実施。

(2) 今後の予定

「魅力ある職場づくり推進会議」を12月19日開催予定。また、会議開催に向け、参加団体事務局をメンバーとする「準備会議」開催。
第1回準備会議 10月31日



行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

① 福島県正社員転換・待遇改善実現プランに基づく施策の推進

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進のため、平成28年度～平成32年度の5か年間の計画として「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、平成28年度を初年度として取り組んでいる。

② 非正規労働者への雇用対策の推進(正社員希望者に対する就職支援等)

正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への転換働きかけとの連携等により、正社員求人の確保を図る。

また、不本意ながら非正規雇用で働く者の正社員転換を事業主に働きかけるとともに、非正規雇用であった求職者に対して正社員求人へ応募するメリットを説明し、担当者制等による極め細やかな職業相談や応募書類の作成指導等に取り組み、積極的なマッチングを図る。

上半期の主な取組

1 「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年3月策定)により、平成29年度目標の安定所による正社員就職・正社員転換数18,307人、安定所における正社員求人数を84,040人として、正社員就職等の実現に向けた取組を推進。

○正社員求人数(平成29年9月末現在)

正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、42,820人分の受理。

* 目標進捗率 51.0%(42820/84040)

○正社員就職件数(同上)

正社員求人へ応募するメリットの説明や担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、8,980人が就職。

○キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数

110人(平成29年9月末現在)

* 目標進捗率 49.7%(9090/18307)

【参考】平成28年度

○求人数・実績85,215人(目標84,040人)

○就職・転換数・実績17,997人(目標18,307人)

下半期の取組

1 下半期の取組方針

(1) 継続



(2) 強化



2 今後の取組等

①引き続き正社員求人確保していくとともに、正社員希望者や非正規雇用であった求職者に対して正社員求人への積極的な応募の働きかけ、担当者制によるきめ細かな相談や応募書類作成指導等マッチング強化を継続する。

②プラン達成に向けて、正社員就職のさらなる増加のために、平成29年10月から11月を「正社員就職強化月間」に設定。

- ・ミニ面接会の実施
- ・積極的な職業紹介及び充足支援
- ・幹部職員による事業所訪問

③引き続きキャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、非正規雇用労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を図る。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
<p>第2 労働行政の最重点施策 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策 (2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善 ③ 人材確保に向けた雇用管理改善等 人材確保のためには、人材不足分野における事業主自身が職場自体の魅力アップ(雇用管理改善)を通じて、労働者の募集と職場定着を図ることが重要であることから、労働局・ハローワークによる啓発運動等様々な機会を捉えて雇用管理改善を推進する。 併せて、キャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、非正規雇用労働者のキャリアアップのための職場環境を整備し、非正規雇用労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を図る。</p>	<p>1 ハローワークにおいて求人受理時や事業所訪問時等に雇用管理改善の普及・啓発の助言指導を実施。 ○求人充足サービスと連動した雇用管理改善の実施。 ○キャリアアップ助成金、職場定着支援助成金等を活用した雇用管理改善の助言指導を実施。 ・キャリアアップ助成金 98件(129件) ・職場定着支援助成金 34件(20件) ・キャリア形成促進助成金 142件(92件) ・建設労働者確保育成助成金 786件(945件) ※平成29年9月末支給決定件数(前年同月実績)</p> <p>2 【委託事業】人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース:建設分野)の実施。 (1)株式会社労働調査会に委託。 (2)啓発実践推進委員会を6月15日に開催。 (3)雇用管理アドバイザーによる雇用管理改善の個別相談支援を17社で実施中。</p> <p>3 【委託事業】介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業の実施。 (1)公益財団法人介護労働安定センターに委託。 (2)事業の計画的かつ効率的な実施を図るために雇用管理改善企画委員会を4月26日に開催。 (3)先進事業所モデル調査を2社で実施中。 (4)地域ネットコミュニティ構築による雇用管理改善の実践取組を県内の4地域(県北・相双地域の5社、県中・県南地域の5社、会津地域の5社、いわき地域の6社)で計21社により実施中。</p>	<p>1 下半期の取組方針 (1) 継続 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 強化 <input type="checkbox"/></p> <p>2 今後の取組等 (1) ハローワークにおいて求人受理時や事業所訪問等により雇用管理改善の普及・啓発の助言指導を実施する。 ○平成29年10月から11月にかけての「正社員就職強化月間」における正社員求人確保と合わせた職場定着に向けた助言指導を行う。 (2) 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース:建設分野) ①雇用管理アドバイザーによる雇用管理改善の個別相談支援を17社で継続実施。 (3)介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業 ①先進事業所モデル調査を2社で継続実施。 ②地域ネットコミュニティ構築による雇用管理改善の実践取組を県内の4地域で計21社により継続実施。</p>

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

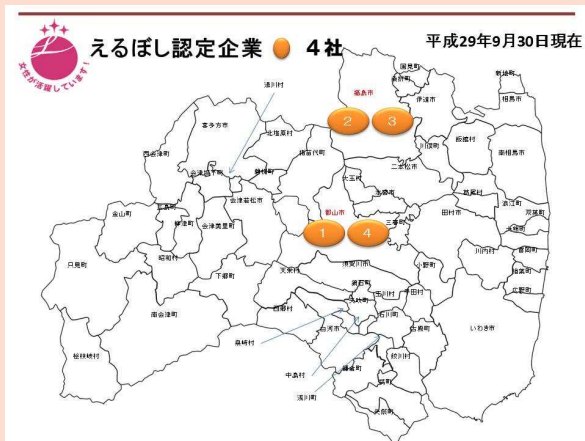
(3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

① 女性の活躍推進

男女がともに活躍できる職場環境整備のため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の活躍・両立支援総合サイトへの情報公表を働きかけるとともに、「えるぼし」認定申請に向けた取組を推進する。

また、女性の活躍推進に取り組む事業主を支援するため、女性活躍加速化助成金を活用する。

さらに、事業主を対象としたセミナーを開催し、女性の活躍推進、妊娠・出産等に係る女性労働者の雇用管理及び仕事と家庭の両立支援制度等について周知啓発を図る。



上半期の主な取組

1. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の義務企業(労働者数301人以上)に対する提出および公表の確実な実施(未提出企業に対する指導等)。

○ 提出状況 対象企業145社中145社
(提出率100%)

2. 女性活躍推進法に基づく事業主認定(えるぼし認定)制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。

3. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所について、「えるぼし」認定制度の認定に向け、申請に向けた勧奨文を送付し併せてチェックリストによる自己点検を依頼した。また、申請に興味のある事業所については個別に訪問するなど取組促進への支援を行った。

勧奨文発送事業所 157社
訪問事業所 4社

3. 女性活躍加速化助成金の活用について、前記の局幹部による企業訪問において助成金に関する資料を交付、利用勧奨を実施。
この他、各種会合で説明、資料配布を実施。
また、上記助成金資料については当局HPにも掲載。

4. 下記日程で開催した「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」において、女性活躍推進法について周知啓発を実施。

○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市
○7月25日 会津若松市 ○8月 3日 福島市

下半期の取組

1 下半期の取組方針

(1) 継続



(2) 強化



2 今後の取組等

(1) これまでの取組

勧奨文の送付事業所に対し、認定の意向を確認し、前向きな事業所については訪問してフォロー。

局、労基署、地区労働基準協会及び社労士会等が主催する研修会等において、認定制度に関する資料を配布。

(2) 今後の予定

関係機関・団体主催の会合で説明・資料配布を実施。

